

2005

公民最新資料・データ

第13号 (2005年10月20日現在)

INDEX

資料編

2005年5月～10月のできごと……………2

解説

- ① 第44回衆議院議員総選挙……………2
- ② 在外日本人の選挙権制限に違憲判決……………4
- ③ 第4回6か国協議と共同声明……………4
- ④ 談合事件とは?……………5
- ⑤ 深刻化するアスベスト問題……………5
- ⑥ 会社法で何が変わる?……………6
- ⑦ どうなる?「人口減少社会」……………7
- ⑧ 介護保険法改正……………7
- ⑨ 波乱含みのEU憲法……………8
- ⑩ 日本・タイ経済連携協定(EPA)締結合意……………8

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等……………9～10

各国のODAの推移

おもな政党の政治資金の内訳

出生数および合計特殊出生率の推移

日本の政党別議席数の割合の推移

日本の寡占の状況

情報源

資料編に関連するホームページのURL……………10

政治	経済	社会・文化	国際情勢
<p>26日 ④鋼鉄製橋梁工事をめぐる談合事件で、東京高裁は談合組織11社の営業担当者14人を独占禁止法違反容疑で逮捕。</p> <p>22日 ⑧参議院本会議で介護保険法改正案が可決。</p> <p>29日 ⑥会社法が成立。</p> <p>8日、参議院本会議で郵政民営化法案が否決。小泉首相は衆議院を解散。</p> <p>11日 ①第44回衆議院議員総選挙がおこなわれ、自民党が大勝。17日、民主党は前原誠司氏を新代表に選出。</p> <p>14日 ②海外に住む日本人の選挙権をめぐる訴訟で、最高裁大法廷は公職選挙法の選挙権制限を違憲と判断。</p> <p>30日、大阪高裁は小泉首相の靖国神社参拝を違憲と判断。</p> <p>14日、郵政民営化法が成立。</p> <p>17日、小泉首相、靖国神社参拝。</p>	<p>21日、中国政府が人民元の為替レート切り上げを実施。</p> <p>1日、⑩政府はタイとの経済連携協定(EPA)締結に合意。</p> <p>27日、村上世彰氏の投資ファンドが阪神電鉄の筆頭株主に。阪神球団の上場を提案。</p> <p>1日、大手金融2グループが統合し、三菱UFJフィナンシャルグループが発足。</p> <p>1日、道路関係4公団が分割・民営化。</p> <p>13日、楽天がTBSの筆頭株主に。共同持ち株会社による経営統合を提案。</p>	<p>16日、長崎県の諫早湾干拓事業をめくり、福岡高裁は工事差し止めの取り消しを決定。</p> <p>8日、⑤厚生労働省はアスベスト(石綿)の使用を2008年までに全面禁止する方針を決定。</p> <p>14日、知床(北海道)が世界遺産に決定。</p> <p>26日、スペースシャトル「ディスカバリー」打ち上げ。同機には5人目の日本人宇宙飛行士となる野口聡一さんが搭乗。</p> <p>27日、⑦総務省の住民基本台帳による人口調査で、男性人口が初めて減少に転じる。</p>	<p>28日、イラクで英系警備会社の日本人社員が拘束されたとみられる事件で、外務省は死亡を確認。</p> <p>29日、フランスで、1日、オランダで⑨国民投票の結果、EU憲法の批准を否決。</p> <p>6日、グレンイーグルズサミット。</p> <p>7日、イギリス・ロンドンで同時爆破テロ事件発生。8日、G8はテロ対策の声明を採択。</p> <p>15日、インドネシア・アチェ和平協定調印。</p> <p>15日、イスラエル、ガザ地区の入植地から撤退を開始。</p> <p>29日、アメリカ南部を大型ハリケーン「カトリーナ」が襲う。</p> <p>18日、ドイツ総選挙。</p> <p>19日、③北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議が閉会。北朝鮮は核放棄を約束。</p> <p>8日、パキスタン東北部で地震発生。日本人2名の死亡も確認。</p>

解説 1

第44回衆議院議員総選挙

郵政民営化法案参議院で否決、衆議院解散・総選挙へ

2005年7月5日、衆議院本会議で郵政民営化関連法案が可決された。自民党内から欠席・棄権を含めて51人が造反、賛成233票、反対228票というわずかに5票差での衆議院通過であった。小泉首相は、かねてより郵政民営化を「改革の本丸」と位置づけ、「否決は内閣不信任」「反対は倒閣運動」とし、解散総選挙も辞さないと言明していた。

8月8日の参議院本会議では、自民党から30人の造反議員が出た結果、賛成108票、反対125票の17票差で法案は否決され、小泉首相は、明言どおり衆議院解散、総選挙を決断し、憲法第7条の「内閣の助言と承認」により、天皇の国事行為として衆議院は解散された(「7条解散」69条解散)については公民最新資料・データ第8号参照)。

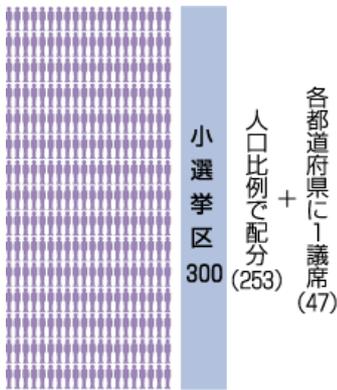
参議院での法案否決を理由にした衆議院の解散は前例がなく、「参議院で否決されて衆議院を解散するのはおかしい」とする反対意見や「解散して国民の信を問うべきだ」とする賛成意見などが出された。また、解散には全員一致の閣議決定が必要とされているが、解散に反対する大臣を罷免し、小泉首相自身が大臣を兼任して閣議決定したことも批判がおこった。さらに、8月の解散は1952(昭和27)

年の「抜き打ち解散」以来、53年ぶりのことで、次年度の予算編成に遅れが生じるのではないかと懸念されるなど、異例づくめの解散であった。

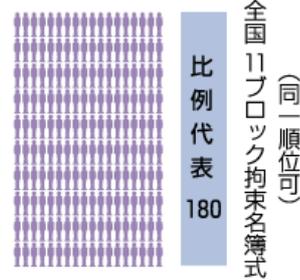
解散日	内閣	通称	内閣不信任案
1948.12.23	第2次吉田	なれあい解散	可決(69条解散)
1952.8.28	第3次吉田	抜き打ち解散	
1953.3.14	第4次吉田	バカヤロー解散	可決
1955.1.24	第1次鳩山	天の声解散	
1958.4.25	第1次岸	話し合い解散	採決前に解散
1960.10.24	第1次池田	安保解散	
1963.10.23	第2次池田	所得倍増解散	
1966.12.27	第1次佐藤	黒い霧解散	
1969.12.2	第2次佐藤	沖縄解散	
1972.11.13	第1次田中	日中解散	
	任期満了 三木	(ロッキード選挙)	
1979.9.7	第1次大平	増税解散	採決前に解散
1980.5.19	第2次大平	ハプニング解散	可決
1983.11.28	第1次中曽根	田中判決解散	採決前に解散
1986.6.2	第2次中曽根	死んだふり解散	
1990.1.24	第1次海部	消費税解散	
1993.6.18	宮沢	政治改革解散	可決
1996.9.27	第1次橋本	小選挙区解散	
2000.6.2	第1次森	神の国解散	
2003.10.10	第1次小泉	マニフェスト解散	
2005.8.8	第2次小泉	郵政解散	採決前に解散

戦後の衆議院解散

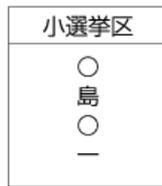




総定数 480



投票方法(2票制)

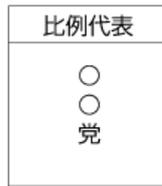


候補者に1票



比較多数で各選挙区1人のみ当選

- (注) 1. 小選挙区と比例代表の重複立候補が可能。
2. 小選挙区は候補者名, 比例代表は政党名を記入する。
3. 小選挙区で当選した重複立候補者は比例代表の名簿から自動的に除かれる。



政党に1票



〇〇党2議席

政党のブロック別得票数を整数で順次割り, 商の大きい順に議席を配分する(ドント方式)→名簿順に当選

小選挙区比例代表並立制のしくみ

当選例(重複制)

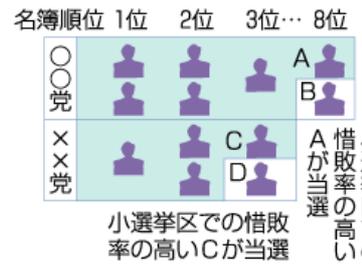
ア選挙区

	得票数	借敗率
当選	9,000	
落選 A	8,000	89%
落選 D	4,500	50%

イ選挙区

	得票数	借敗率
当選	11,000	
落選 B	9,000	82%
落選 C	7,500	68%

$$\text{借敗率}(\%) = \frac{\text{落選者の得票数}}{\text{当選者の得票数}} \times 100$$



対立候補の擁立と支持率上昇

小泉首相は解散後の記者会見で、今回の解散を「郵政民営化の是非を問う郵政解散」と自ら位置づけ、反対派議員の自民党公認を拒否した。これにより、反対派議員は無所属での立候補を余儀なくされた。また、「有権者には選択肢として郵政民営化賛成の候補が必要」として、反対派議員が立候補を予定する選挙区に対立候補を立てた。小池環境大臣の小選挙区の鞍替え出馬をはじめ、対立候補が次々と発表され、マスコミには「落下傘候補」「刺客候補」と騒がれた。女性候補の多さもめだっていた。

「官から民へという改革路線の是非を国民に直接問いたい」と、争点を単純化する小泉首相の手法が功を奏し、支持率は急上昇していった。

総選挙のしくみと郵政民営化反対派議員の動向

総選挙では小選挙区比例代表並立制がとられており、定数480のうち300が小選挙区、180が比例代表で選出される。小選挙区は個人名で、比例代表は政党名で投票されるため、公認を得られず無所属で立候補せざるを得なくなった反対派議員は、小選挙区で落選した場合、比例代表での復活当選の道が断られた。また、党公認候補と比べ、無所属候補はテレビやラジオでの政見放送ができず、ポスターや選挙はがきの枚数も制限される。これまで党から貸与されていた300万円の供託金(当選後返納)も個人で準備しなければならず、資金面でも不利を強いられる。

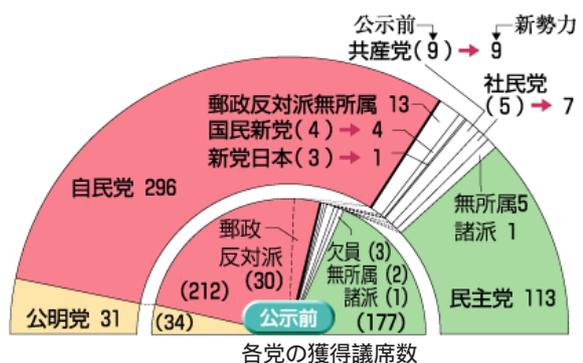
そこで反対派議員の一部は、「国民新党」(綿貫民輔代表)や「新党日本」(田中康夫代表)を旗揚げしたが、両者の違いが有権者にはわかりにくく、独自の政策を打ち出せぬま

ま選挙戦に突入し、「選挙互助会」とも批判された。

衆議院議員総選挙, 自民圧勝

女性や有名人の対立候補がマスコミをにぎわせた「劇場型選挙」は、自民・公明で327議席を獲得する結果となった。定数480のうち、過半数(241)を占めれば法案を可決できるが、17ある常任委員会のすべてで過半数を占めることのできる絶対安定多数(269)も上回り、参議院が否決しても衆議院で可決・成立できる3分の2(320)も超える圧勝であった。一方、「政権交代」を訴えた民主党は、公示前の177から113へと大きく議席を減らし、岡田代表は自ら職を辞した(9月17日、新代表に前原誠司氏を選出)。

9月21日、第3次小泉内閣が発足し、10月14日、郵政民営化関連法が成立した。しかし、郵政民営化の他にも重要政策は山積している。憲法改正に向けた動きが加速するのではないかと懸念もある。総選挙での圧勝は、構造改革を推進していくという与党の責務をよりいっそう大きくした。私たち国民も、構造改革のゆくえを厳しい目で監視していかなければならない。



解説 2

在外日本人の選挙権制限に違憲判決

海外に住む日本人ら13人が、国を相手に在外選挙権の確認と慰謝料などを求めていた裁判で、2005年9月14日、最高裁判所は、在外邦人の選挙権制限を違憲とする判決を下した。また、次の国政選挙では選挙区でも投票できることを確認し、立法不作為(国が必要な法律の制定を怠ったこと)による慰謝料の支払い(原告一人あたり5,000円)を国に命じた。

9月11日におこなわれた衆議院議員総選挙では、在外日本人には比例代表しか投票権がなく、「刺客候補」の立候補などで注目度の高い選挙に投票できないことに対して、海外に住む日本人からは不満の声もあがっていた。

在外選挙制度は1998年に創設され、2000年の衆議院議員総選挙の比例代表において、初めての在外投票が実施された。しかし、在外公館での投票、または郵便による投票といった投票方法は、煩雑で制限も多く、低い投票率が

続いていた。

国政選挙については、次の選挙(解散・総選挙がなければ2007年参院選)までに、選挙区でも投票できるように公職選挙法の改正手続きが進められることになった。しかし、地方選挙の選挙権は制限されたままであり、早期の検討が望まれている。

事 例	憲法	内 容	結 果
尊属殺重罰規定 1973.4.4	14条	尊属殺人の法定刑(死刑または無期懲役)は普通殺人に比べて著しく不合理である	刑法200条を削除
薬事法訴訟 1975.4.30	22条	距離制限は公共の利益のための必要かつ合理的な制限ではない	薬事法6条を廃止
衆議院議員定数 1976.4.14 1985.7.17	14条・44条	議員一人当たり有権者が5倍近くになり合理的期間内に是正されなかったため違憲である(事情判決)	1986年定数配分改正
森林法訴訟 1987.4.22	29条	共有持分分割請求権を否定している森林法186条は不合理で不必要な規制である	森林法を改正し同条を廃止
愛媛玉ぐし料訴訟 1997.4.2	20条・89条	宗教的活動・公共支出を禁止した憲法に違反	当時の県知事に返還を命ず
書留郵便免責規定 2002.9.11	17条	書留郵便についての国の損害賠償責任を免責する規定には合理性がない 公民最新資料・データ第6号参照	郵便法を改正
在外日本人の選挙権訴訟	15条・43条 ・44条但書	海外に住む日本人の選挙権を比例代表に限定するのは選挙権を保障する憲法に違反	公職選挙法の早期改正をめざす

最高裁判所の違憲判決の例

解説 3

第4回6か国協議と共同声明

初めての共同声明

2005年7月26日、北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議が北京で開会した。当初は、すべての核兵器と核計画の放棄を求めるアメリカと「原子力発電などの核の平和利用」を認めるよう要求する北朝鮮との意見の隔たりは相変わらず大きかった。しかし、今回の協議で成果を出さなければ6か国協議そのものの意味が問われかねないという懸念から、約1か月の休会の後、交渉は続けられた。そして9月19日、6か国協議で初めての共同声明が採択されることになった。

今回の成果と消えない懸念

今回の最大の成果は、北朝鮮がすべての核兵器と核計画を放棄し、核拡散防止条約(NPT)と国際原子力機関(IAEA)に早期に復帰することを共同声明で約束した点である。この共同声明は、前回までの協議での議長声明とは違い、一定の拘束力をもっている。

しかし、北朝鮮には、軽水炉(核兵器に転用しにくい原子炉)の提供と引き換えに核施設を凍結するという、アメリカとの約束を破った過去があるように、今回も、どこま

でこの合意が守られるのか疑問視する見方もある。

また、日本とは平壤宣言(ビョンヤン)に従って国交正常化に努める旨が盛り込まれたが、拉致問題(らち)についての進展はなかった。

これからも楽観視できない核問題

6か国協議が開会した翌日には、軽水炉の提供をめぐる、早くも北朝鮮とアメリカ・日本などとの認識に食い違いがみられた。アメリカ・日本などは北朝鮮が核を放棄し、NPTに復帰した後に軽水炉を提供するとしているのに対して、北朝鮮は軽水炉が提供されてから核を放棄し、NPTに復帰すると主張した。この状況をみても、北朝鮮核問題の解決は前途多難であることに変わりないであろう。

北朝鮮はすべての核兵器と核計画を放棄し、NPT・IAEA保障措置に早期に復帰する
アメリカは、北朝鮮を攻撃または侵略をする意図がないことを確認
各国は適当な時期に北朝鮮への軽水炉提供問題について議論する
北朝鮮とアメリカ・日本は国交を正常化するための措置をとる
6か国は適当な話し合いの場で朝鮮半島の恒久的な平和体制について協議する

第4回6か国協議の共同声明の骨子(外務省資料)



解説 4

談合事件とは？

道路や橋などの建設物は、国や地方公共団体が発注する公共工事で作られる。役所は税金でこれらの公共工事をおこなうので、できるだけ安く発注したい。そのため、建設会社などを競争させて、一番安い価格をつけた会社に工事を依頼する「入札制度」をとっており、工事を請け負った会社は落札者とよばれる。入札に際しては、発注者である役所は、落札価格が不当に高くなることを抑えるため、上限価格である予定価格を定めている。なお、以前は金額を書いた紙を箱に入れていたが、現在はインターネットを利用した入札がほとんどである。

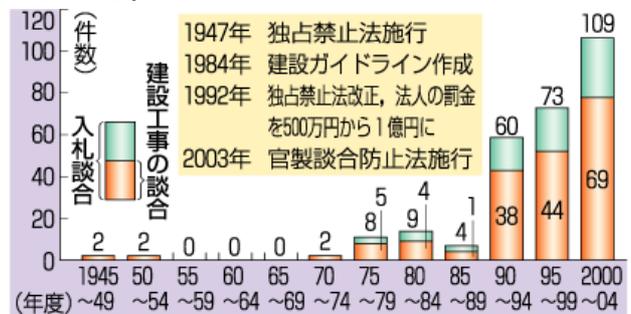
入札制度が適切におこなわれ、自由に競争していれば何の問題もない。しかし、実際には入札に参加する会社が自分たちでグループをつくって、事前に工事の価格と落札者や次の工事の落札者を決定してしまうことがある。これを談合という。談合では、予定価格(上限価格)に近い価格で落札されることが多く、より多くの無駄な税金が使われることになる。

2005年5月、国土交通省が発注した鋼鉄製の橋梁工事に関して、談合組織による業界ぐるみの入札談合が明るみになり、大手企業の担当者などが逮捕された。この他にも、

日本道路公団発注の工事や地方自治体の工事などでも談合が発覚し、民営化直前の日本道路公団(2005年10月民営化)の副総裁なども逮捕された。

「業(業者)」と「官(官僚)」の癒着は、官僚が関連の強い業者に幹部として再就職する天下りが原因の一つともいわれている。そのため、公正取引委員会は、天下りした人物が出身官庁や公団などへ営業活動をするのを禁止する方針である。また、諸外国と比べ、談合に対する罰則が甘いとの批判もある。

今後は「業」と「官」だけでなく「政(政治家)」も含めての癒着構造を断ち切り、談合の再発を防止することが大切である。



戦後の入札談合の排除動告数(「読売新聞」2005年6月26日ほか参照)

解説 5

深刻化するアスベスト問題

アスベスト(石綿)は、防音や耐熱性に優れていたため、日本では、1950年代から、ビルなどの天井や壁などに直接吹きつけられていた。また、建物の材料や実験用の金網などでも使用されていた。

2005年6月、大手機械メーカーがアスベストによる健康被害の実態を公表した。これをきっかけにアスベストの危険性が叫ばれるようになった。しかし、アスベストが人体に及ぼす影響については、これより以前から問題となっていた。

1972年、WHO(世界保健機関)の専門機関である国際がん研究機関がアスベストの発がん性を指摘した。それを受けて日本でも、1975年にアスベストの建設現場での吹きつけを原則として禁止したが、その段階では、アスベスト製品の禁止まではいかなかった。

アスベストによる健康被害は、30年以上たってから発症するケースが多く、「静かな時限爆弾」ともよばれている。また、アスベスト関連の工場で働いていた人だけでなく、

工場の近くに住んでいた人や工場で働いていた人の作業服に付着したアスベストを吸い込んで発病した人もいる。今後は、アスベストを使用した古い建物の解体による被害も懸念されている。

日本では、1995年に青石綿と茶石綿の製造・使用を禁止したが、2004年には白石綿の使用も原則禁止し、2008年までにアスベストを全面禁止する予定である。政府は、アスベストを原因とする肺がん患者を対象とした医療費や療養手当の支給を定めた「アスベスト新法」の骨子を決定し、2006年の国会で成立をめざしている。



アスベスト輸入量の推移(日本石綿協会資料ほか)

会社法で何が変わる？

なぜ会社法を制定したのか

2005年6月29日、会社の形態や経営手段の枠組みを定めた「会社法」が成立し、翌年5月に施行される(予定)。

これまで、会社制度に関する法律は「商法(第二編)」、「商法特例法」、「有限会社法」に分かれていた。また、商法は頻繁に改正されているものの、これらの法律は複雑化した企業活動の現状に合わなくなってきていた。

そこで今回、会社に関する複数の法律を一本化して企業活動の現状に合わせたルールを整備するという目的で、初めて「会社法」が制定された。

有限会社制度を廃止(既存の有限会社は存続可能)

本来、株式会社は大企業に、有限会社は中小企業に向いているとされる。しかし、実際は株式会社の大多数が中小企業である。これは、株式会社=大企業という一般的なイメージから、中小企業であっても株式会社にしている企業が多いためである。

今回成立した「会社法」では、有限会社を廃止し、株式会社に一本化した。その代わりに株式会社を、一部でも譲渡が自由な株式を発行している「公開会社」と、株式の譲渡に制限がついている「株式譲渡制限会社」に分けられた。「公開会社」は株式会社の本来の形で、「株式譲渡制限会社」は有限会社の特徴をもった株式会社であるといえる。

ただし、既存の有限会社が消えてしまうわけではない。有限会社は特例として存続が認められている一方、株式会社に移行するには、新しく会社設立の登記をしなければならないことになっている。

最低資本金制度を廃止

これまで、株式会社の最低資本金は1,000万円と定められていた。これでは、起業に意欲をもっていても金銭的に余裕がなければ起業することはできない。このため、ベンチャー企業を支援し、起業に対する意欲をもつ人たちの才能を引き出すため、2003年に「中小企業挑戦支援法」が施

行され、特例措置として最低資本金制度が廃止された。

この制度の下で設立された会社は、設立後5年以内に資本金を1,000万円に増やさなければならないことになっていた。しかし、「会社法」では最低資本金制度の廃止に加え、5年以内に1,000万円に増資しなければならないという規制をなくし、いわゆる「1円会社」が恒久的に認められることになった。

合同会社を新設

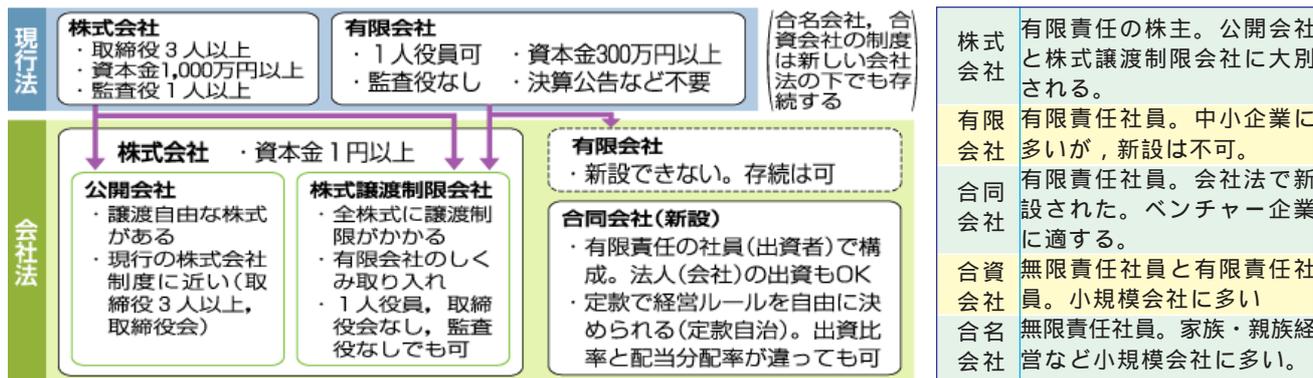
「合同会社」の新設も「会社法」の目玉である。「株式会社」は出資者(株主)は自らが出資した分だけ責任をとればよいことになっている(有限責任制度)。しかし、企業が業績を伸ばした際に得られる分け前(配当)は出資額(株式)の比率に応じて分配される。また、「合名会社」や「合資会社」は、配当の比率は出資者の総意によるが、出資者は出資額以上の責任を負わなければならない場合もある。

今回新設された「合同会社」は、すべて有限責任の出資者から構成されており、しかも配当や経営に対する決定権は出資者の総意で決めることができる。これはベンチャー企業にとって利用しやすい会社制度である。つまり、出資額は少ないが会社に貢献した人材や、有能な経営者には多くの配当を与えたいといった場合や、企業と研究者の共同事業などには「合同会社」が適切であるといえよう。

変化する企業のあり方

その他、増加する企業のM&A(合併・買収)の流れを受けて、企業が合併・買収する際の手続きや規制が緩和される一方、敵対的買収に対する防衛策なども盛り込まれるなど、「会社法」の施行にともなう変化は多岐にわたる。

ベンチャー企業の躍進・相次ぐ業界再編・注目を集めている敵対的買収などをみてもわかるとおり、日本の企業のあり方は大きく変化し、多様化している。「会社法」の目的とは、この現実^{のほう}に会社制度を合わせつつも、野放図な経営や「マネーゲーム」を防ぐことに他ならないのである。



会社法の新会社類型(「朝日新聞」2005年6月29日参照)

会社企業の出資者と特徴

解説 7

どうなる？「人口減少社会」

進む「少子高齢化」、迫る「人口減少社会」

少子高齢化が進行するなか、日本の総人口は2006年をピークに2007年からは減少に転じると予測されていた。しかし、総務省による2005年7月発表の住民基本台帳にもとづく人口調査の結果、男性の人口が前年同期1,680人減の6,207万6,658人となり、1968年の調査以来初の減少となった。総人口の対前年増加率も過去最低の0.04%となり、人口減少が早まる可能性が出てきた。国立社会保障・人口問題研究所では、2030年の日本の総人口は2005年と比較して約1,000万人減の1億1,758万人になるとみている。少子高齢化の進展と、人口減少社会の到来によって、日本はどのようなのだろうか。

影響と急がれる対策

少子高齢化と人口減少の同時進行により、労働力不足が

問題となる。特に、2007年からは「団塊の世代」(1947～49年生まれの第一次ベビーブーム世代)が60歳代に達し、定年を迎え始める。労働人口の減少は、生産力の減退を招き、経済停滞を引きおこす原因となる。

また、少子高齢化と人口減少は、医療などの社会保障にも影響を及ぼす。厚生労働省では2005年度(予算ベース)で約88兆7,000億円の社会保障給付費が、2025年度には約168兆円となり、国民負担が倍増するとみている。特に、若年者層と高齢者層の世代間扶養で成り立つ年金制度への影響が懸念される。

今後、人口減少によるこのような課題に対し、官民一体となった社会保障制度の充実と労働力確保、労働・育児環境の整備などの早急な対策が求められる。

解説 8

介護保険法改正

介護保険とは？

介護保険法は、高齢化による介護ニーズが増大するなか、核家族化などによる家族の介護機能の低下を解消するため、高齢者介護を社会的に支えるしくみとして2000年度に施行された。全国の市町村を保険者とし、40歳以上のすべての国民から保険料を徴収する。65歳以上(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)を被保険者とし、市町村に申請し要介護認定を受ければ、介護サービスを受けられる。

同法の施行後、要介護認定者は増大し、特に軽度の要介護認定者(要支援・要介護1)の増加が著しい。また、介護保険給付額も増加しており、在宅利用者よりも施設介護利用者に対する給付額が大きい。これらの問題を是正するため、2005年6月、同法の改正がおこなわれた。

介護保険法、施行後初の改正

今回の改正は、介護予防の導入と介護保険施設での居住費と食費の見直しを柱としている。介護予防システムは、高齢者の自立を促し、将来の重度認定者を減らして介護給付を抑制する目的がある。また、居住費や食費を原則として自己負担化することで、在宅者と施設利用者の負担を公平にし、介護給付の効率化を目的としている。同法の施行は2006年4月からであるが、居住費と食費の見直しは先行して2005年10月からおこなわれている。

介護保険の今後の課題

今回の改正では、「保険料徴収年齢を現行の40歳以上から引き下げる一方、給付対象を現行の65歳以上から介護が必要な人すべてに広げ、若年の障害者も介護保険の対象とする」との案もあったが、検討課題として見送られた。今後、拡大の是非も含めた協議の結論が待たれる。

介護保険法のおもな改正ポイント

- ・新予防給付：軽度の要介護者を対象とした介護予防。
- ・地域支援事業：介護保険対象外の高齢者を対象とした介護予防。
- ・介護保険施設の居住費、食費を原則自己負担化。
- ・地域密着型サービス：小規模多機能型介護、夜間対応型訪問介護など、地域特性に応じたサービスを提供。
- ・地域包括支援センター：地域における総合的な相談窓口の設置。



介護サービスの流れ(「毎日新聞」2005年6月23日ほか参照)

解説 9

波乱含みの E U 憲法

フランス・オランダの反対で危ぶまれる発効

将来の欧州連合(EU)の基本的な枠組みとなるEU憲法の発効が危ぶまれている。フランスとオランダのEU憲法の批准が国民投票の結果、反対多数で否決されたためである。発効には全加盟国の批准が必要であるが、この事態を受けて2006年11月に予定されていたEU憲法の発効は延期になった。

EU憲法とは何か

EU憲法の正式名称は「欧州のための憲法を制定する条約」である。法的には条約であり、加盟各国の憲法はそのまま残る。EU憲法がめざすところは、域内的には競争的かつ社会的な市場経済による、つり合いのとれた経済成長を持続させること、対外的には国際的な発言力の強化と国際法の遵守および発展に寄与することである。

また、加盟国の首脳からなる閣僚理事会に任期2年半の常任議長(EU大統領)を置くことが盛り込まれ、EU市民が一定の署名を集めれば法案の提出を要求できる権利も明記されるなど、EUのより民主的で効率的な運営がはかられている。

フランスでの批准反対の理由とEUの今後の行方

EUは2004年の拡大により、西欧よりも所得や賃金の低い東欧の一部も加盟国となった(公民最新資料・データ第10号参照)。このため、フランスの企業がコスト削減のために東欧に工場を移転すれば、国内では産業の空洞化がこり、失業者が増える。また、シラク政権の雇用問題への対策に多くの国民は失望しているといわれている。EUの中心メンバーであるフランスの国民がEU憲法に反対を突きつけたのは、このような不安感によるとされている。

今後、EUはさらなる拡大をめざしている。しかし、域内に目を向けると、統合に対する不満がくすぶっており、イスラームの国民を抱えるトルコの加盟交渉も難航している。EU憲法の理念が実現するのは、まだ遠いようである。



○批准国(13か国)……ドイツ・ギリシャ・スペイン・イタリア・ラトビア・リトアニア・ハンガリー・オーストリア・スロベニア・スロバキア・キプロス・マルタ・ルクセンブルク(2005年10月15日現在)

EU憲法発効までの手続き(「朝日新聞」2005年6月3日参照)

解説 10

日本・タイ経済連携協定(EPA)締結合意

2005年9月、小泉首相とタイのタクシン首相の首脳会談がおこなわれ、8月に基本合意した日タイ経済連携協定(EPA)について、2006年前半に正式に締結して早期発効をめざすことで合意した。合意は鉱工業製品、農林水産品、投資、国際協力、知的財産権保護、人の移動など13分野に及び、「戦略的パートナーシップで東アジア共同体に向けた強固な基礎を提供する」と位置づけている。

タイ側は最大の投資国である日本との連携強化で、自動車製造の拡大や農業の近代化促進を期待している。一方、日本のEPA締結・合意はシンガポール、メキシコ(公民最新資料・データ第11号参照)、フィリピン、マレーシアに続いて5か国目である。日本は、自動車産業を軸とした「アジアのデトロイト」政策を進めるタイとのEPA締結を機に、2国間だけでなく、東南アジア諸国連合(ASEAN)ともEPAを締結して、製造業の域内分業など地域連携の深化を期待している。

今後、韓国、中国、インド、インドネシアなどとの交渉が続く。特定分野に固執せず、交渉分野を横断する大局的

な戦略や柔軟な交渉戦術をもって、アジア地域でのリーダーシップを発揮することが、日本に求められている。

おもな税関手続き

- ・タイは鉄鋼の関税を2015年までに撤廃
- ・タイは3,000cc以上の乗用車の関税率を2009年までに80%から60%に。3,000cc以下は再協議。自動車部品は2011年、エンジン・同部品は13年に関税撤廃
- ・タイはリンゴ、ナシ、モモの関税を即時撤廃
- ・日本は骨なし鶏肉、鶏調製品の関税を5年で6%から3%に引き下げ。エビ・同調製品、アスパラガス、オクラ、マンゴー、ドリアンなどの関税を即時撤廃。マグロ、カツオ、カニ加工品の関税は5年で撤廃
- ・コメ、麦、乳製品、牛肉は交渉から除外

人の移動

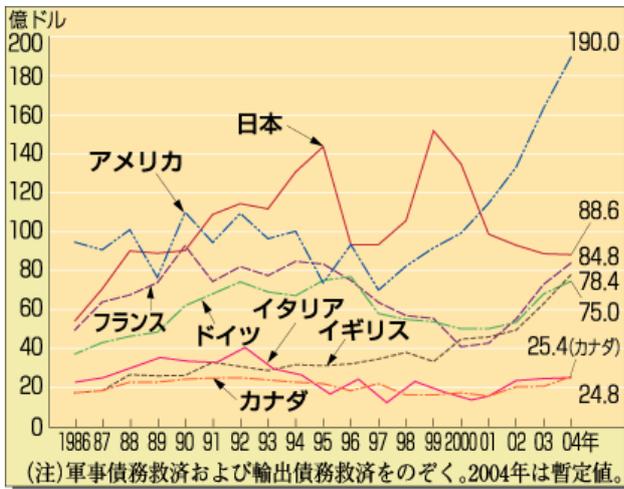
- ・日本は「世界の台所」をめざすタイ調理人の入国条件を実務経験5年以上に緩和、タイ伝統舞踊、タイ料理、タイボクシング、タイ語の指導員などの就労を柔軟化。介護福祉士などの受け入れは2年以内に結論を出す

その他

- ・ビジネス環境整備委員会を設置し、自動車、鉄鋼、農産品輸出など6分野で協力プログラム

日本・タイEPAの概要(外務省資料)

各国のODAの推移 (外務省資料)

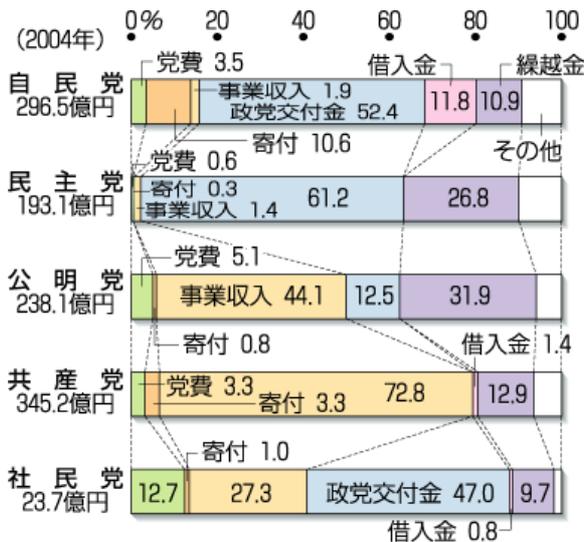


解説 2004年の日本のODA実績額は、前年比0.2%減の約88億6,000万ドルで4年連続の削減となった。近年、主要国が大幅に増額するなか、日本のODAへの消極的な姿勢を表す結果となった。ODAは国際貢献の目安であり、国連は先進国に対しODA水準としてGNI比0.7%を示している。日本のGNI比は0.19%であり、DAC加盟国22か国中20位であった。

関連するページ

- 教科書
- 現社 012 p.145
- 政経 004 p.133
- 政経 014 p.130
- 副教材
- NEW クロ p.141
- 最新現社 p.167
- 最新政経 p.276
- 最新倫理 p.251

おもな政党の政治資金の内訳 (総務省資料)

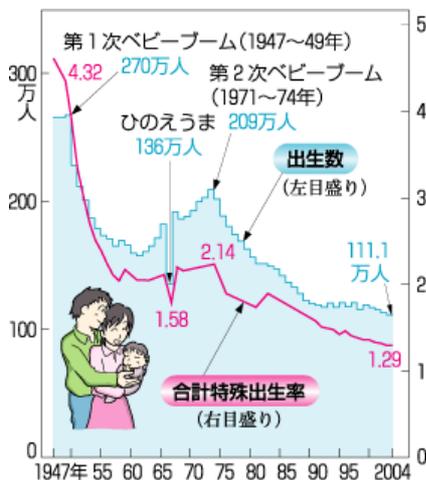


解説 2004年の全政党・政治団体の収入総額は、参議院議員通常選挙があった年にもかかわらず前年比1.4%減の1,381億2,400万円となり、過去20年間の国政選挙があった年としては過去最低となった。しかし、日本歯科医師連盟から自民党旧橋本派への1億円ヤミ献金事件など、政治団体を通じての特定の政治家への資金の流れは依然として不透明である。このような動きを受け、2005年10月、政治団体間の献金額の上限を年間5,000万円に規制する改正案が衆議院で可決された。

関連するページ

- 教科書
- 現社 012 p.189
- 政経 004 p.56
- 政経 014 p.37
- 副教材
- NEW クロ p.197
- 最新現社 p.221
- 最新政経 p.117

出生数および合計特殊出生率の推移 (『厚生労働白書』2005年版)



解説 2004年度の出生数は前年度1万2,775人減の111万835人、合計特殊出生率は過去最低の1.2888 (小数点第3位を四捨五入して1.29と発表) となり、少子化には歯止めがかからなかった。少子化の進行は、社会保障制度のなかでも年金制度に大きな影響を与えることから、政府は子ども・子育て応援プランを掲げ、少子化対策に取り組んでいる。同プランでは、育児休業取得率の目標設定や地域の子育て支援の拠点づくりなどを盛り込んでいる。今後、仕事と家庭の両立支援と働き方を見直し、子育ての新たな支え合いと連帯をはかることが望まれる。

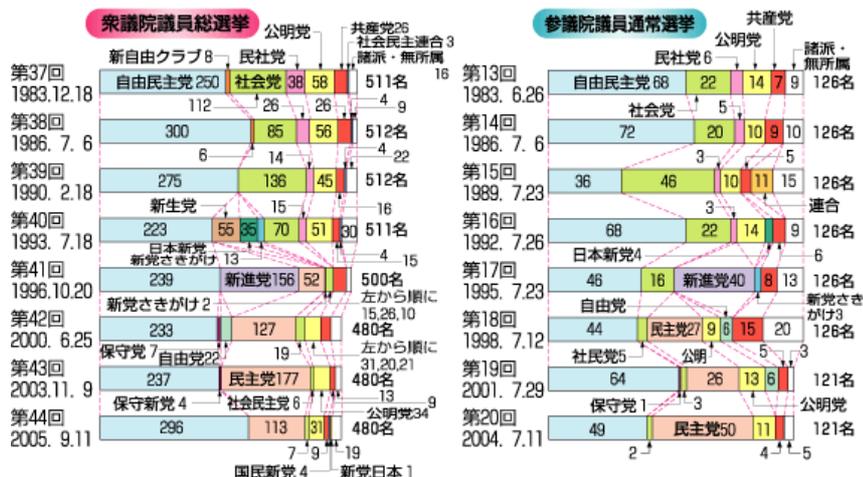
関連するページ

- 教科書
- 現社 012 p.69
- 現社 013 p.54
- 政経 014 p.1
- 副教材
- NEW クロ p.54
- 最新現社 p.66
- 最新政経 巻頭
- 最新倫理 p.239

日本の政党別議席数の割合の推移 (総務省資料)

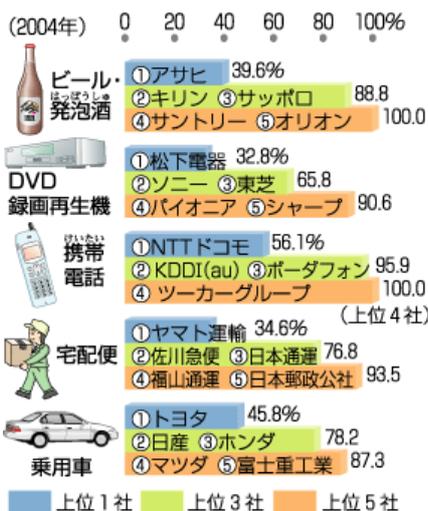
関連するページ

- 教科書
- 現社 012 p.194
- 現社 013 p.132
- 政経 004 p.58
- 政経 014 p.38
- 副教材
- NEW クロ p.197
- 最新現社 p.221
- 最新政経 p.115



解説 第44回衆議院議員総選挙は、自民党が15年ぶりに単独で過半数を上回る議席を獲得して圧勝した。自民党と公明党を合わせた与党でも、定数の3分の2を超える327議席を確保した。一方、民主党は公示前の勢力を大きく割り込む惨敗となった。今回の自民党の勝利は、小泉首相が選挙の争点を郵政民営化一本に絞り、無党派層を取り込んだことが大きい。結果として自民党は、これまで民主党が勢力を保っていた首都圏や大阪などの都市部で議席を伸ばした。

日本の寡占の状況 (日本経済新聞社資料)



解説 日本経済新聞社は2004年の「主要商品・サービスシェア調査」をまとめた。2004年の調査では、他社に先駆けて、技術・価格・サービス面で新機軸を打ち出した企業の躍進がめだった。「ビール・発泡酒」では、「第三のビール」とよばれるビール風アルコール飲料のヒットにより、サッポロビールが3年ぶりにシェアを伸ばした。また、「第三のビール」により、ビール・発泡酒市場は4年ぶりに微増となった。「携帯電話」では、各社がシェアを落とすなか、いち早く音楽対応やデータ通信の定額制サービスに乗り出したKDDI(au)がシェアを伸ばした。

関連するページ

- 教科書
- 現社 012 p.109
- 政経 004 p.95
- 政経 014 p.65
- 副教材
- NEW クロ p.95
- 最新現社 p.112
- 最新政経 p.176

教科書	現社 012	現代社会
	現社 013	新現代社会
	政経 004	政治・経済
	政経 014	新政治・経済

副教材	NEW クロ	NEW クローズアップ現代社会
	最新現社	最新現代社会資料集
	最新政経	最新政治・経済資料集
	最新倫理	最新倫理資料集

資料編に関連するホームページのURL

各国のODAの推移

外務省 ODAホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

日本のこれまでのODAの歩みなど、日本のODAの全体像が把握できる。

日本の政党別議席数の割合の推移

総務省 第44回衆議院議員総選挙結果 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/h17sousenkyo.htm>

第44回衆議院議員総選挙の概況が把握できる。